

平成27年9月度 広告表示・景品提供等に関する問い合わせ・相談受付状況

1. 相談受付件数・相談者の内訳

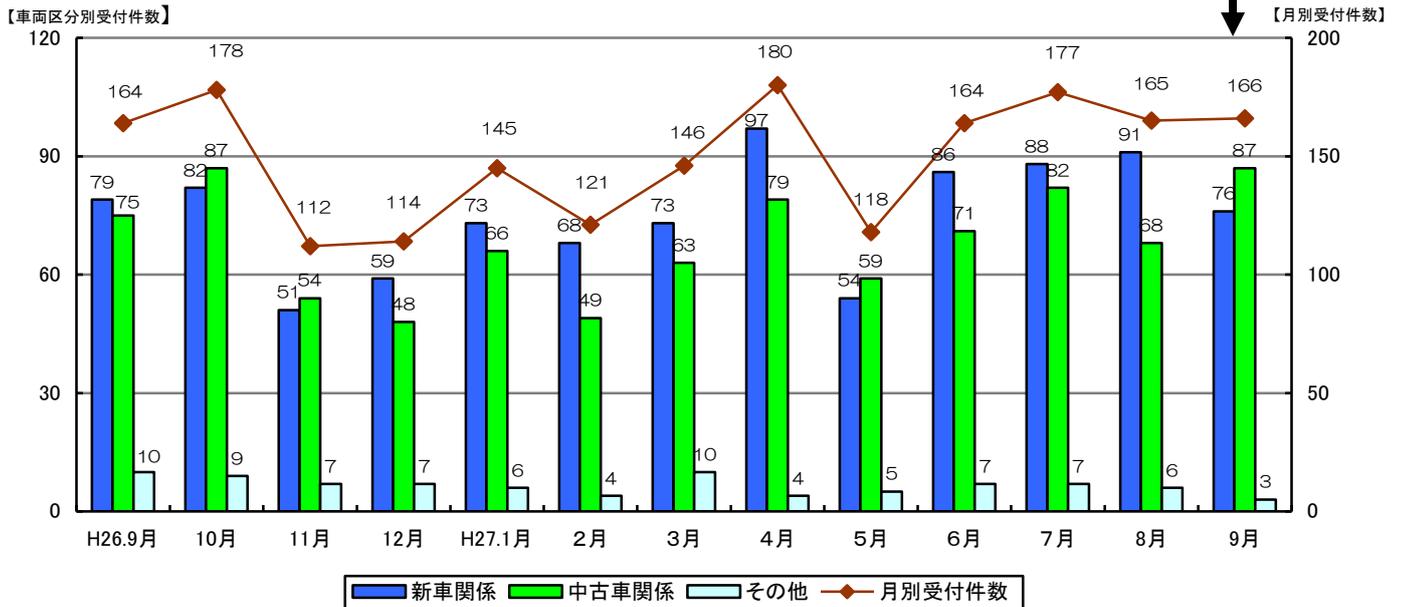
9月度の全体の相談受付件数は計166件で、前月度と比較すると1件増、対前年同月比では2件増（新車関係3件減、中古車関係12件増）となっています。

相談者の内訳では、「広告代理店」、「自動車関係団体」、「メーカー系ディーラー」からの問い合わせが多く、全体の約70%を占めています。

【相談者の内訳・平成27年9月】

	新車関係	中古車関係	その他	計
相談者	76	87	3	166
広告代理店等	38	17	0	55
メーカー系ディーラー	13	19	1	33
自動車関係団体	12	16	0	28
中古車専門店	2	15	2	19
中古車情報誌社	2	14	0	16
メーカー	6	2	0	8
新聞社	1	1	0	2
テレビ・ラジオ局	0	0	0	0
その他	2	3	0	5

【相談受付件数の推移・平成26年9月～平成27年9月】



2. 新車関係

新車関係の表示では、『価格表示』に関する問い合わせが最も多く、その内容としては、特別価格で販売するが販売価格は店頭で発表することの可否や、残価設定ローンを表示する場合の月々の支払額のみ表示の可否等に関する相談が寄せられました。

【相談受付状況】

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
表示関係	63	82.9%	その他	3	3.9%
景品関係	10	13.2%	合計	76	100%

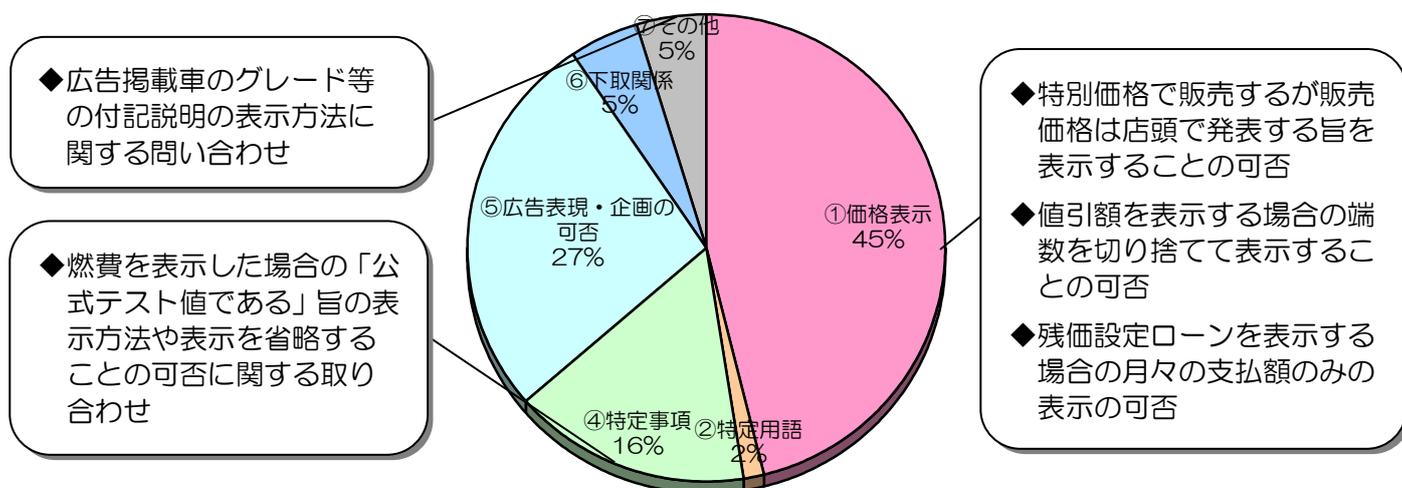
[表示関係の相談内訳]

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
①価格表示	29	46.0%	④特定事項	10	15.9%
表示方法	9	14.3%	燃費	3	4.8%
付属品・特別仕様	3	4.8%	安全・環境（ASV技術）	2	3.2%
値引き表示	5	7.9%	写真・イラスト	0	0.0%
支払総額	2	3.2%	特別仕様・限定	0	0.0%
割賦・リース	8	12.7%	その他（ワケカ等）	5	7.9%
その他	2	3.2%	⑤広告表現・企画の可否	17	27.0%
②特定用語	1	1.6%	広告表現の可否	14	22.2%
新発売等	1	1.6%	企画の可否	1	1.6%
その他	0	0.0%	抽象的な問い合わせ	2	3.2%
③税金・諸費用	0	0.0%	⑥下取関係	3	4.8%
税金	0	0.0%	⑦その他（仕様区分等）	3	4.8%
諸費用・その他	0	0.0%	合計	63	100%

[景品関係の内訳]

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
総付景品（もれなく）	2	20.0%	オープン懸賞	0	0.0%
一般懸賞（抽選等）	4	40.0%	その他	4	40.0%
			合計	10	100%

【表示関係】 主な問い合わせ内容



広告表示・景品提供に関するよくあるお問い合わせにつきましては、[こちら](#)をご覧ください。

今月の事例

Q. 写真の直近に販売価格と車名・グレード等を表示していますが、写真の説明も「Photo:●●グレード」と表示しないといけませんか？

A. ご質問のように、広告掲載した写真の直近に当該車両の販売価格と車名・グレード等を明確に表示している場合は、写真に「Photo:●●グレード」等と表示する必要はありません。

正しい表示例

広告掲載車のグレード等を明確に表示しているため、この表示はなくても可



コートリ X (2WD CVT)

車両本体価格
1,420,000円

※ 販売価格には、保険料、税金(消費税を除く)、その他登録等に伴う費用等は含まれておりません。

PHOTO:コートリX

ただし、広告掲載車1台に対し、複数グレードの価格を表示する場合は、広告掲載車と販売価格との関連を明確にするため、写真に「Photo:●●グレード」等と表示して下さい。

正しい表示例

広告掲載車と販売価格の関連を明確にするため、グレード等の表示は必要



PHOTO:コートリX

コートリ C (2WD CVT)	コートリ X (2WD CVT)
車両本体価格 1,180,000円	車両本体価格 1,420,000円

※ 販売価格には、保険料、税金(消費税を除く)、その他登録等に伴う費用等は含まれておりません。

Q. 創業祭の目玉企画として、来場者全員によるじゃんけん大会の賞品に新車をプレゼントしたいと考えているのですが、オープン懸賞の方法で実施すれば新車をプレゼントすることができますか？

A. オープン懸賞とは、商品の購入や来店など取引に附随せず、広く一般消費者を対象として懸賞の方法により景品等を提供することをいいます。来場者を対象とする新車プレゼントの企画は、取引に附随することとなるため、オープン懸賞には該当せず、クローズド懸賞となります。したがって、クローズド懸賞(来場者抽選等)により景品を提供する場合の最高額10万円(取引価額が5,000円未満の場合はその20倍)の制限を受けるとなり、新車をプレゼントすることはできません。

3. 中古車関係

中古車関係の表示では、『価格表示』に関する問い合わせが多く、その中でも10月1日施行の改正規則に関連して、支払総額を表示する場合の表示方法や、支払総額の表示の義務化に関する問い合わせ等が多く寄せられました。また、全車に同一内容の保証が付いている旨を一括表示する場合の表示方法に関する相談等も寄せられました。

【相談受付状況】

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
表示関係	70	80.5%	その他	11	12.6%
景品関係	6	6.9%	合計	87	100%

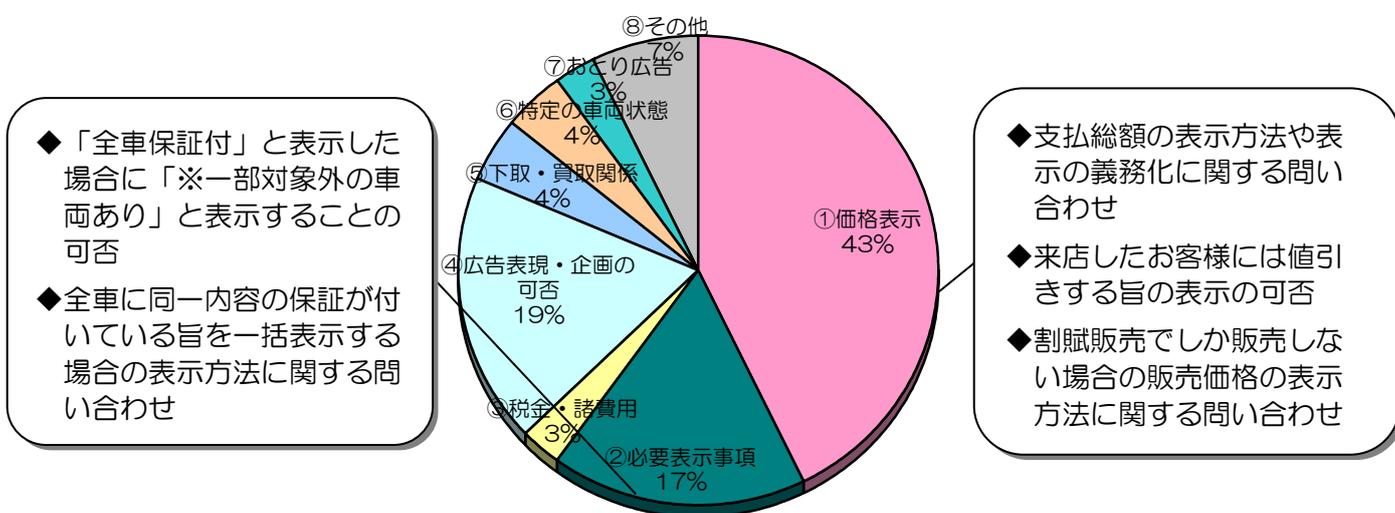
【表示関係の相談内訳】

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
①価格表示	30	42.9%	③税金・諸費用	2	2.9%
表示方法	4	5.7%	税金	2	2.9%
値引き表示	4	5.7%	諸費用・その他	0	0.0%
支払総額	15	21.4%	④広告表現・企画の可否	13	18.6%
割賦・リース	3	4.3%	広告表現の可否	11	15.7%
その他	4	5.7%	企画の可否	0	0.0%
②必要表示事項	12	17.1%	抽象的な問い合わせ	2	2.9%
走行距離数	3	4.3%	⑤下取・買取関係	3	4.3%
保証の有無	4	5.7%	⑥特定の車両状態	3	4.3%
定期点検整備実施状況	1	1.4%	⑦おとり広告	2	2.9%
その他（車検証の有効期限等）	4	5.7%	⑧その他	5	7.1%
			合計	70	100%

【景品関係の内訳】

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
総付景品（もれなく）	0	0.0%	オープン懸賞	1	16.7%
一般懸賞（抽選等）	3	50.0%	その他	2	33.3%
			合計	6	100%

【表示関係】 主な問い合わせ内容



広告表示・景品提供に関するよくあるお問い合わせにつきましては、[こちら](#)をご覧ください。

今月の事例

Q. ルールが改正され、今後は「支払総額」を表示しなければならないと聞いたので、「支払総額」を表示する際の表示方法等を教えてください。

A. 平成27年10月1日施行の改正規則において、支払総額を表示する場合の規定が新設されました。しかしながら、今回の改正は、「支払総額」を表示する場合の表示方法を定めたもので、「支払総額」の表示を義務付けるものではありません。中古車の販売価格については、「現金価格（車両価格）」、または、現金価格（車両価格）に諸費用を加えた「支払総額」のいずれかを表示して下さい。

なお、支払総額を表示する場合、以下の点に留意して下さい。

- ① 購入の際に必要な全ての費用を含めた価格を「支払総額」の名称で表示すること
- ② 現金価格（車両価格）を表示すること
- ③ 支払総額には、「保険料、税金、登録等に伴う費用が含まれている」旨を表示すること
- ④ 支払総額は、「登録の時期や地域等一定の条件の下での価格である」旨を付記すること

[\[新車及び中古車の改正規則のポイントについてはこちらをご参照下さい\]](#)

Q. チラシ広告に複数の中古車を掲載する際に、そのほとんどは保証付きで販売しますが、一部の車両には保証が付きません。その場合、「全車保証付 ※一部対象外があります」と表示すれば、問題ありませんか？

A. 保証について一部対象外となる車両があるならば、それは「全車」ではありませんので、「全車保証付」と表示することはできません。（「一部対象外がある」旨を表示すれば「全車保証付」と表示できるものではありません。）

Q. 当店は、全ての中古車に保証を付けて販売しているので、「全車1年間走行距離無制限の安心●●保証」と表示していますが、問題ないですか？

A. 全車に同一内容の保証が付いている旨を一括表示する場合、保証が付いていることを明確にするため、「全車1年間走行距離無制限の安心●●保証付き」等と表示するとともに、①保証内容（全部保証、部分保証等）、②保証期間及び保証走行距離を表示して下さい。

表示例 「全車1年間走行距離無制限の安心●●保証付き（部分保証）」

今月の事例 [その他]

Q. 買取促進キャンペーンを告知するにあたり、当店における過去の買取実績価格を、車名、年式、走行距離数の表示と併せて表示しようと考えていますが、問題ないですか？

A. 買取価格は、車両の年式や走行距離だけでなく、修復歴の有無、内外装やエンジン、ミッション等の機関の状態、装備品の有無、車検残存期間等、多くの要素により決定されるものであり、年式や走行距離数が同じであっても車両毎に異なります。したがって、過去の買取実績価格を表示することは、たとえそれが事実であったとしても、あたかも同年式、同走行距離数の車両であれば、車両の状態等に関係なく、表示された価格で買取ってもらえるかのように誤認されるおそれがあり、慎む必要があります。

Q. 買取サイトが実施した買取業者の買取価格とディーラーの下取価格に関するアンケート調査によると、下取価格よりも買取価格のほうが平均して●●万円高いという結果が出たことから、この調査結果を基に、チラシ広告に「ディーラーに下取りに出すよりもお得になります！！」と表示したいという広告掲載依頼を受けているのですが、問題ないですか？

A. 当該調査内容の詳細は把握していませんが、買取価格は、車両状態等により1台毎に異なり、絶対的、不変的なものではありません。たとえ、「買取業者の買取価格の方がディーラーの下取価格より平均●●万円高い」という調査結果があったとしても、全てのケースにおいて、「ディーラーに下取りに出すよりもお得」となるわけではありません。したがって、このような表示は、いかなる場合もディーラーに下取りに出すよりも買取業者に買取りに出す方が有利であるかのように誤認されるおそれがあり、慎む必要があります。

Q. 買取促進を図るため、「高価買取フェア あなたの愛車を通常よりも高く買い取ります！！」と表示しようと考えていますが、問題ないですか？

A. 買取価格は、車両状態等により1台毎に異なり、絶対的、不変的なものではないことから、消費者にとっては、実際に通常よりも高く買い取られているかどうか判断することが非常に難しいといえます。したがって、このような表示は、いかなる場合も通常よりも高く買取ってもらえるかのように誤認されるおそれがあること、また、消費者の不信を招くおそれがあることから、慎む必要があります。